

勤務間インターバル・働き方改革関連法説明会のご案内

公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会
公益社団法人 全基連福岡県支部

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が制定し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現に加え、勤務間インターバル制度の普及促進等が行われることとなりました。

長時間労働の是正等については、平成31年4月1日から施行されることとなり（中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日など）、また、勤務間インターバル制度については、事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととなります。

つきましては、福岡中央労働基準監督署と共同で下記により勤務間インターバル制度等についての説明会を開催いたします。参加費は無料です。多くの皆様の参加をお願い申し上げます。

1. 日 時 : 平成30年11月20日 (火) 10:00~12:00

2. 場 所 : 福岡中央労働基準監督署 (4階会議室)
(福岡市中央区長浜2丁目1-1)

3. 次 第

(1) 勤務間インターバル制度について

(2) 働き方改革関連法等について

下記申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

(公社) 福岡県労働基準協会連合会 (TEL 092-262-7874)

〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町3-10 (福岡県消防会館4階)

.....

勤務間インターバル・働き方改革関連法説明会申込書

FAX (092) 262-9893

平成 年 月 日

事業場名	所在地	電話	職名	氏名